



社会福祉法人いわき福音協会

# 会 報

第 4 号  
2000.10.10

発行責任：いわき福音協会 ☎0246-25-8131  
住 所：福島県いわき市平上平窪字古館1-2



平成11年度福島県手をつなぐ親の会連合会長賞  
はまなす荘公園清掃科共同作品

## 「あなたがたは、世の光である」

(マタイ5章14節)

いわき福音協会理事長

湊 治郎

もう三十年以上も前のことになりましたが、近江学園やびわこ学園を創立された糸賀一雄先生が、知恵遅れの子供たちに対し、「この子らを世の光に」という有名な言葉を提

唱なされました。その頃仙台の国立療養所で重症心身障害児のお世話をしていた私は、その思想のすばらしさに非常に感銘を受けましたが、正直、まだ世の日陰で細々とお世話

を受けている障害児たちが、世を照らす光になるのは、一体、いつの日のことだろう、本当はそんな日は永久に来ないのではないかと考えていました。

しかし、仕事を通して、障害児とか、障害者と言われる方たちとお交わりを続けて知らされたことは、その障害の種類や、年齢、人柄に関係なく、ちょっとした会話の中に又、僅かな触れ合い―たとえ子供を抱くと言った―の後に、何とも言えない心の明るさと温もりを、彼らが私の心の中に残してくれることに気がつきました。年月とともに

その思いは、ますます強く確実なものになり、糸賀先生の言われた「この子らを世の光に」という言葉の意味が単なる言葉の綾ではないことに気づいたのです。それは、あなたがた今障害と一緒に生きている方たちこそ、もともと世の光だったという気付きです。

この気付きは、私だけのことでではなく、同じような仕事を続けてきた者の共通の認識であり、又家族の方々の思いでもあるように思います。

有名なフランスのラルシェのジャンバニエさんも、そうした点を強調しておられますし、大江健三郎さんも、ご子息の光君について、光君の中に独特な人間像―decentな人

格―人間らしく寛容でユーモラスでもあり信頼にたる人格が存在すること、しかもそれが他の障害者にも、又家族や、一緒に働く人々の中にも浸透している事実を指摘(恢復する家族―講談社)しており、更にこのdecentな性格こそ、今後の日本と世界をつなぐ、もっとも望ましい人間のモデルであると考え述べています。表題の言葉に続いて、聖書は「あなたがたの光を人々の前に輝かし」なさい(16節)と述べていますが、これからの障害者の福祉の大事な一点とつながるような気がいたします。

それは近頃、巷で広く叫ばれているノーマライゼーションという思想は、この世の光を十分に人々の前で輝かせるためのものだと言うからです。ノーマライゼーションとは、単に障害者に普通の生活をさせてやる為に、段差を無くしたり、エレベーターを備えたりすることではありません。今、障害とともに生きている方達の光がみんなの上に行きわたり、みんなが、もっと本質的に豊かになるように社会環境や人々の心のバリアを取り除いてゆくのが本当の目標です。これからの福祉が、どうかそうした方向をきちんと向くよう願っています。

# 委員会紹介

当法人では、法人施設の円滑な運営のために各種委員会、連絡会を設置しています。委員会毎に各施設から担当職員を選出し、定期的な会合で当面する課題の検討、情報交換を行っています。今号から各委員会、連絡会の活動状況を報告いたします。今回は、立ち上げ間もない苦情解決委員会と、社会的問題でもある産業廃棄物検討委員会です。

## 苦情解決委員会

委員長 新妻 登  
(はまなす荘所長)

今年六月、「社会福祉法」が施行され、福祉サービスの利用が、平成十五年四月より「措置」から「契約」に変わることになりました。

今まで、福祉サービス提供



第三者委員への委嘱状交付

事業者は、行政からの委託を受けて福祉サービスを提供し、利用者は、福祉サービスの対象者でありました。

しかし、これからは、福祉サービスを利用する時、利用の主体者になるのは障害のある人本人であり、事業者は、ニーズに応じたサービスの提供と利用者が望んでいるサービスが提供できているかを常に反省しながら仕事を進めなければなりません。

具体的には、サービス提供事業者は、利用者が提供されるサービスについて、不満や苦情が生じた場合、それを申し立てる仕組みをつくるのが義務づけられました。

当法人においては、各施設毎に苦情受付担当者として苦情解決責任者を設け、又、法人全体で第三者委員を委嘱し、申し立てのあった苦情等について誠意を持って解決を図っていく「苦情解決委員会」をつくりました。

その場合、「苦情」とは、利用者が日々のサービスを受けるなかで感じる不満や悩み、困り事又、場合によっては、肉体的、精神的にうける暴力などがありません。それを本人や家族、関係者が苦情受付担当者に申し立てを行い、苦情

解決責任者は、速やかに、その解決を図らなければなりません。担当者に言いづらい時は、第三者委員に直接申し立てることも出来ます。

勿論、プライバシーの保護を図りながら行いますし、必要に応じては、施設側との話し合いの場に第三者委員が同席することも出来ます。第三者委員は、施設、法人に対して助言や申立人との調整も行っていくきます。

私達は、この制度を知っていただくために、ポスターとパンフレットを作成し、利用者、家族並びに関係者にその趣旨を理解していただくようにしております。

当法人では、これからも自分達の仕事を見直し、より良い福祉サービスの提供を心掛けてやっていこうと思っております。

## 第三者委員さん紹介

- (いわき短期大学教授) 黒 須 敦 子
- (司法書士) 大田原 すみ子
- (民生委員平窪方部会長) 小 野 清 十
- (野の花ホーム利用者) 猪 狩 純 一
- (いわき福音協会監事) 堀 越 時 雄
- (みはま愛護の会会長) 永 井 俊 正

# 平成十一年度 (一九九九年) 事業報告

## 一、平成十一年度の標語

「神の力は弱いところに完全に現れる」

—「リント人への第2の手紙12章9節—

## 二、事業の開始

- (1) グループホーム中平II  
事業の種類：知的障害者地域生活支援事業  
住 所：いわき市平中平窪字新町五一四  
入所定員：四名  
開 所 日：平成十一年十月一日  
地域生活ホーム曲田  
住 所：いわき市平下平窪字曲田四三  
入所定員：四名  
開 所 日：平成十一年十月一日
- (2) 地域生活ホーム中神谷  
住 所：いわき市平中神谷字北鳥沼九一  
開 所 日：平成十一年十月一日

## 三、補助等による事業

- (1) 福島県総合社会福祉基金による整備  
はまなす荘：厨房・作業棟冷房設備工事  
総事業費 八、六一〇、〇〇〇円  
補助金 一、九〇〇、〇〇〇円
- 野の花ホーム：トイレ改修・洗髪所設置・デイルーム拡張工事  
張工事  
総事業費 三、七八〇、〇〇〇円  
補助金 三、〇〇〇、〇〇〇円
- (2) 平成十一年度少子化対策臨時特例交付金  
小島保育園：乳児室改修工事  
総事業費 三、二二三、五〇〇円  
補助金 三、一二三、〇〇〇円

### 産業廃棄物検討委員会

委員長 須貝須美子

(福島整肢療護園臨床検査技師)

平成九年九月より産業廃棄物検討委員会が法人の事業として発足しました。発足時五名(療護園・はまなす荘・はまぎく荘・カナン村・野の花ホーム)と、平成十一年からはまゆう通勤寮が加わり六名で検討会を行っています。発足当初、何をどう検討して良いか解らず、廃棄物に関する

資料配布と、私の説明会に終了したように思います。

委員会は、第三回目より、各施設への連絡方法、会議録、年間計画、法人への報告方法を決めて本格的に動き始めました。年三回の委員会ですが、内容は、焼却炉・外部委託(業者、料金)・行政などなど盛り沢山でした。

全面外注化すれば、契約と料金だけの問題で委員会の必要性はないと思われました。が、本年度施行の容器リサイクル法がまた関わりそうです。廃棄物がなくなる限り限り

資料配布と、私の説明会に終了したように思います。委員会は、第三回目より、各施設への連絡方法、会議録、年間計画、法人への報告方法を決めて本格的に動き始めました。年三回の委員会ですが、内容は、焼却炉・外部委託(業者、料金)・行政などなど盛り沢山でした。

員会もなくならないようですね。現在取り組んでいる事は、各施設の廃棄物処理に参考に

なればとモデルマニュアル(処理計画書)を作成中です。近く完成予定です。どうぞご利用下さい。

最後に、食餌と排泄が対になってるように、生活と廃棄物は対になっていきます。

どうか委員と共に廃棄物に対して悩み考えて下さい。廃棄物問題を他人事とせず、自分の問題の一つだと認識して下さい。

### 新しい時代に

### 向かって

新評議員 早川 正宗

(福島整肢療護園事務長)



12年6月就任

平成十二年四月に石垣前事務部長の跡を継いで事務部長の役を拝命致しました。昭和四十七年四月福島整肢療護園に児童指導員として就職して以来障害児福祉畑一筋に歩んでまいりましたが、この経験を

生かし、微力ながら障害児の福祉向上に少しでも寄与できればと考えております。

さて、今日福祉のビッグバンといわれている社会福祉基盤構造改革の中で、五〇年ぶりに社会福祉事業法が、新たな形の社会福祉法として五月二十九日に成立し、六月に公布施行されました。ご承知のように利用者自身がより質の高い福祉サービスを自由に選択し契約できる仕組みが導入され、サービスを提供する施設側は創意工夫を凝らし、利用者の権利擁護、苦情解決、サービスの適正な評価をする制度等を取り入れ、提供するサービスの改善、質の向上を図らなければなりません。こ

れらはまさしく『誰もが、皆の中で自分らしく主体的な生き方をする上で、必要なサービスを当然の権利として、必要な時に、必要なだけ得ることができる普通の生活』を保障するノーマライゼーション理念を具現化したものだと思います。

新しい時代に向かつて、この大改革の理念を充分に理解し切磋琢磨しながら利用者に信頼される、安心のできる施設として真剣に取り組んで行きたいと思えます。

今般、評議員の役を仰せつかりました。微力ながらこの大役を果たして参りたいと思えますので宜しくお願いいたします。

### 四、中央競馬馬主社会福祉財団

野の花ホーム：冷暖房設備事業

総事業費 一九、三四一、〇〇〇円

補助金 一三、五〇〇、〇〇〇円

はまゆう通勤寮：温水ポイラー及び貯湯槽設置工事

総事業費 七、三五〇、〇〇〇円

補助金 五、二〇〇、〇〇〇円

### 五、郵政省

(お年玉付郵便葉書等寄附金受配事業)

はまぎく荘：温室屋根、外壁張替工事

総事業費 二、二三六、五〇〇円

補助金 一、七三三、〇〇〇円

### 平成11年度 社会福祉法人いわき福音協会財務報告 (単位：円)

#### 貸借対照表

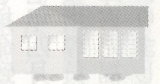
自平成11年4月1日～至平成12年3月31日

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
流動資産	26,072,657	流動負債	20,740,215
		固定負債	53,550,000
固定資産	2,386,697,679	当立金	2,013,815,426
		積立金	319,332,253
		繰越金	5,332,442
資産合計	2,412,770,336	負債・純資産合計	2,412,770,336

#### 収支計算書

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
事業費支出	48,551,128	補助金収入	29,944,850
元利償還金	8,453,850	寄附金収入	8,404,399
雑入金	16,549,000	繰入金	58,649,500
雑支	933	雑収入	1,305,805
固定資産取得費	1,664,000	当立金	909,618
積立金	31,457,000	繰入金	7,744,000
当期繰越	282,261		
合計	106,958,172	合計	106,958,172

※社会福祉法人いわき福音協会は、減価償却は行っておりません。尚、詳細については、法人事務局に備えております。



# 施設紹介

## はまぎく荘

はまなす荘の設立から五年後、保護者会の中から重度の知的障害を持つ人達のために施設をという声が高まり、昭和五十四年、知的障害者更生施設はまぎく荘が誕生しました。重度を含む利用者五十名(男子二十三名、女子二十七名)が寝食をともにする新たな生活が始まりました。当初は、「終生保護としての施設」という保護者の強



食品科 チーズケーキ作り

い希望に答えるべく運営を図ってきましたが、障害を持つ人の人権擁護の高まる昨今、利用者自身の声に耳を傾ける中で、重度の人といえども「自立・自律」を支援・援助するという新たな方針の下で運営されています。

作業は、企業からの受注作業として輪ゴムの箱詰めを行っているゴム科、米や野菜・花作りを中心とした園芸科、チーズケーキ・クッキーを作っている食品科、牛乳パックの再生紙はがきやキャンダル作りの工芸科の四つの作業科からなっています。また、市からの公園清掃を二カ所請負っています。

園芸科の野菜は、地域のご協力により無人販売店を設置し新鮮な野菜をお届けしています。また、食料品のクッキーは、近くの喫茶店に置かせていただいております。木曜日の午後はゆとりの日として、法人内施設の除草

奉仕・平窪地区の一人暮らしの老人宅除草奉仕を行っているます。

福祉レクリエーション・生け花・茶道・写真・絵画・化粧などさまざまなボランティアとの交流も盛んです。

二年前から平窪地区の住宅を、二カ所借りて施設では得られない体験の場としグループで生活している方もおりま

す。朝は荘へ出勤し夕方にホームへ帰り、自分たちでご飯やみそ汁も作ります。近所の方数名が世話人さんとして一時間、毎日交代で支援してくださいます。

こうして、多くの方々とのふれあいが生まれ、施設を支えていただいています。

いま、当施設の活動の源になっていきます。

## 『いわき障害者雇用支援センター』が始まりました



開所式テープカット

これまで、はまゆう通動寮が取り組んできた知的障害者への就労支援を、更に重度の身体障害者と精神障害者を加えたすべての障害のある方を支援対象とします。これは就職に向けての訓練や実習(職業準備訓練)を地域の事業所

や福祉施設等に「あっせん」して実施する障害者雇用支援センターで、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第九条の十二第一項に基づき平成十二年四月一日付で福島県知事の指定を受けた支援機関です。

障害のある方で働きたい気持ちを持ってはいるけれども、現在の働くことの認識や作業能力では就職困難なため福祉的サービスを受けたたり在宅している人、就職しても対人関係や理解力不足等で転職を繰り返したり、通勤できずに休職している人を対象に、地域の労働部門と福祉部門の関係機関が連携をしながら、就職前に作業訓練

や職場実習等を実施して、就職できるように、また仕事を長く続けられるよう継続的に支援することや事業主の障害者受入れ相談等について援助することを目的とした事業です。

これまで通動寮職員が行ってきた就労支援を専門スタッフがあたることになります。きめの細かいサービスを提供できるようにみんなで協力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今号では、新しい時代に向かって活動を開始しました苦情解決委員会及び、これからより重要性を問われるであろう産業廃棄物検討委員会の紹介・報告をしていただきます。

また、当法人では今年度より法人本部事務局を設けました。各種問い合わせ等はこちらまでお願いいたします。

〈光の家内 法人本部事務局〉  
電話：0246(23)1903  
FAX：0246(23)1905

発行に際し、多くの方に原稿ならびに企画にご協力いただきました。心より感謝申し上げます。

お気づきの点がございましたら、法人事務局までご意見を寄せ下さい。

編集後記